

学 則

学校法人小山学園
専門学校東京工科自動車大学校世田谷校

専門学校東京工科自動車大学校世田谷校学則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本校は学校教育法に基づき人間性豊かで創造性に富んだ技術者を育成することを目的とする。

(名称)

第 2 条 本校は専門学校東京工科自動車大学校世田谷校という。

(位置)

第 3 条 本校の位置を東京都世田谷区桜新町1丁目2番1号に置く。

(自己点検・評価)

第 4 条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2. 前項の点検及び評価の実施に関し、必要事項は別に定める。

第 2 章 課程・学科・修業年限・定員・休校日

(課程・学科・修業年限・定員)

第 5 条 本校の課程・学科・修業年限及び定員は、次のとおりとする。

| 昼夜別 | 課程名 | 学科名 | 修業年限 | 入学定員 | 総定員 | 総定員合計 |
|-----|------------|-------------|------|------|------|-------|
| 昼 | 工業 専門課程 | 自動車整備科 | 2年 | 70名 | 140名 | 300名 |
| | | 1級自動車エンジニア科 | 4年 | 40名 | 160名 | |
| 夜 | | 自動車整備科 | 2年 | 25名 | 50名 | 50名 |

2. 本校に科目等履修生を受け入れることができる。

(学年・学期の終始期)

第 6 条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

但し、校長が必要と認めた場合、下記の期間を超えることができる。

【自動車整備科・1級自動車エンジニア科】

第1学期：4月1日から5月下旬の5週間

第2学期：6月上旬から7月中旬の7週間

第3学期：8月下旬から10月中旬の7週間

第4学期：10月下旬から12月中旬の7週間

第5学期：1月中旬から3月31日の7週間

【自動車整備科（夜間）】

- 第1学期：4月1日から5月下旬の7週間
- 第2学期：5月下旬から8月上旬の10週間
- 第3学期：8月中旬から10月中旬の10週間
- 第4学期：10月下旬から12月中旬の10週間
- 第5学期：1月上旬から3月31日の12週間

（休校日）

第7条 本校の休校日は、次のとおりとする。

（1）日曜日、土曜日

自動車整備科（夜間）は一部土曜日を除く

- （2）国民の祝日に関する法律で規定する日
- （3）開校記念日（10月24日）
- （4）季別休校日を原則として次のとおり実施するものとする。

【自動車整備科・1級自動車エンジニア科】

- （ア）夏季休校日 おおむね7月下旬から4週間
- （イ）冬季休校日 おおむね12月下旬から3週間
- （ウ）春季休校日 おおむね3月中旬から3週間

【自動車整備科（夜間）】

- （ア）夏季休校日 おおむね8月上旬から1週間
- （イ）冬季休校日 おおむね12月下旬から2週間
- （ウ）春季休校日 なし

但し、休校期間は各科の事情により変更することができる。具体的な授業開始日、授業終了日については年度ごとに定める。

- 2. 教育上必要があり、かつやむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず、休校日に授業を行うことがある。
- 3. 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育科目・授業時間数・教職員組織

（教育科目・授業時間）

第8条 本校の教育科目及び授業時間は、別表のとおりとする。

（授業時数の単位数への換算）

第9条 本校の専門課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合には、講義および演習にあつては15時間をもって1単位、実験、実習および実技にあつては30時間をもって1単位とする。

（インターン実習）

第10条 他の教育施設、企業等において別表に定める実習時間を修了した場合には、各学科の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えない範囲で、当該学科における科目を履修したものとみなす。

(授業の終始期)

第11条 本校の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。

- (1) 昼間課程は始業午前9時20分、終業午後4時40分とする。
- (2) 夜間課程は始業午後6時20分、終業午後9時50分とする。

(教職員組織)

第12条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長1名
 - (2) 教員20名以上(基幹教員10名以上)
 - (3) 事務職員2名以上
 - (4) 学校医1名
2. 必要により名誉校長、副校長、助手を置くことがある。

第4章 入学・転入学・転学・編入学・転科

(入学方法)

第13条 本校への入学は選考のうえ許可する。

2. 本校への転入学、本校よりの転学、本校への編入学及び転科を希望する者がある時は、これを許可することがある。

(入学資格)

第14条 本校への入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により、文部科学大臣の行なう高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) 修業年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者
- (8) 学校教育法第90条第2項の規程により大学に入学したものであって、専修学校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められたもの
- (9) その他専修学校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められた者

(入学時期)

第15条 本校への入学時期は、毎年4月1日とする。

(入学手続)

- 第16条 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、第17条に定める受験料を添えて指定期日までに出席しなければならない。
2. 本校に入学を許可された者は、指定期日までに第17条に定める入学金を添えて所定の手続きを行い許可書の交付を受けなければならない。

第5章 入学金・授業料・その他

(納付金)

- 第17条 本校の入学金、授業料等は次のとおりとする。なお、2年次以降の実習費等は、物価の変動によりその額を変更することがある。

【自動車整備科】

| | 1年次 | 2年次 |
|--------|----------|----------|
| 受験料 | 20,000円 | |
| 入学金 | 290,000円 | |
| 授業料 | 470,000円 | 470,000円 |
| 実験・実習費 | 382,000円 | 382,000円 |
| 施設費 | 114,000円 | 114,000円 |
| 維持費 | 114,000円 | 114,000円 |
| 研修費 | 52,000円 | 40,000円 |

【1級自動車エンジニア科】

| | 1年次 | 2年次 | 3年次 | 4年次 |
|--------|----------|----------|----------|----------|
| 受験料 | 20,000円 | | | |
| 入学金 | 300,000円 | | | |
| 授業料 | 470,000円 | 470,000円 | 470,000円 | 470,000円 |
| 実験・実習費 | 382,000円 | 382,000円 | 382,000円 | 382,000円 |
| 施設費 | 114,000円 | 114,000円 | 114,000円 | 114,000円 |
| 維持費 | 114,000円 | 114,000円 | 114,000円 | 114,000円 |
| 研修費 | 52,000円 | 40,000円 | 18,000円 | |

【自動車整備科】(夜間)

| | 1年次 | 2年次 |
|--------|----------|----------|
| 受験料 | 20,000円 | |
| 入学金 | 270,000円 | |
| 授業料 | 450,000円 | 450,000円 |
| 実験・実習費 | 382,000円 | 382,000円 |
| 施設費 | 114,000円 | 114,000円 |
| 維持費 | 114,000円 | 114,000円 |

(納付金返還)

- 第18条 既納の授業料、入学金等は原則として返還しない。
但し、入学前の3月31日までに入学辞退を申し出た者に対しては受験料、入学金を除いた第1回分の納付金を返還する。

(納付金の納入)

- 第19条 授業料・実習費・その他の費用については、第17条の規定によるほか次のとおりとする。
- (1) 授業料等については1年分を2回に分け、第1回分の授業料・実習費・施設費・維持費は入学の手続きと同時に納入しなければならない。第2回分の授業料・実習費・施設費・維持費は定める指定日までに納入しなければならない。
 - (2) 校外研修、外部講習受講等必要と認める経費は、別途これを徴収することがある。
 - (3) 休学期間中は在籍料を徴収する。
 - (4) 編転入等の学費は別途定める。

第6章 履修方法・修了・卒業

(履修方法)

- 第20条 学科及び実習の履修方法、時間割は各科の内部規定で定める。

(修了の認定)

- 第21条 校長は学生一人ひとりについて、各教育科目の出席状況及び試験等適切な方法による学習評価によって各教育科目の履修判定を行い、進級・卒業に際し当該課程の修了を認定する。
2. 1級自動車エンジニア科は、1年次及び2年次については二級自動車整備士を養成する内容、3年次及び4年次については一級自動車整備士を養成する内容としたカリキュラムで構成し、前項に従い、2年次までの課程の修了が認定された者には、二級ガソリン自動車整備士及び二級ジーゼル自動車整備士の両国家資格試験受験のための「修了証明書」を発行する。
 3. 1級自動車エンジニア科については、二級ガソリン自動車整備士及び二級ジーゼル自動車整備士の両資格試験合格者に対し、3年次及び4年次の一級自動車整備士を養成する教育科目の履修を認める。
 4. 前項により、二級ガソリン自動車整備士または二級ジーゼル自動車整備士資格のいずれか一方でも不合格となった者については、3年次及び4年次の一級自動車整備士を養成する教育科目の履修が認められないため、本人の申し出により休学を許可することがある。

(卒業)

- 第22条 本校所定の課程を修了した者は、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第23条 前条により、下記学科を修了した者には次の称号を与える。

| 昼夜別 | 課程名 | 学科名 | 称号 |
|---------------|------------|-------------|-------|
| 昼 | 工業 専門課程 | 1級自動車エンジニア科 | 高度専門士 |
| | | 自動車整備科 | 専門士 |
| 自動車整備科(夜間3年制) | | 専門士 | |
| 自動車整備科(夜間2年制) | | 専門士 | |

第7章 欠席・休学・退学・賞罰

(欠席)

第24条 疾病、その他やむを得ない事故により欠席しようとする時は、必ず欠席理由書を担任教員に提出しなければならない。余裕のない時は、電話、その他により連絡し、事後なるべく速やかに書類を提出しなければならない。

- 次の事由による場合は、出席扱いとする。
 - 伝染病発生による登校停止
 - 忌引
 - その他、校長が認めた事由
- 近親者死亡に際して忌引扱い日数は次のとおりとする。

| 死亡した者 | 血族 | 姻族 |
|---------------|----|----|
| 一親等の直系尊属(父母) | 7日 | 3日 |
| 二親等の直系尊属(祖父母) | 3日 | 1日 |
| 二親等の傍系者(兄弟姉妹) | 3日 | 1日 |

(休学・復学・退学)

第25条 休学・復学及び退学については、次のとおりとする。

- 病等により長期の欠席が予想される場合は、その事由を記載した休学願書を提出して校長の許可を受けなければならない。
- 前項の者が復学しようとする場合は、復学願書を提出することにより復学をすることができる。但し、復学者の所属学年は原学年とする。
- 自主退学をしようとする者は、退学願書にその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(褒賞)

第26条 出席状況が極めて良好で、他の模範となる者はこれを褒賞することがある。

(懲戒)

第27条 学生がこの学則その他本校の定める諸規則を守らず、学生としての本分にもとる行為があったときは、懲戒処分を行うことがある。

- 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
- 退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行うものとする。
 - 性行不良で、改善の見込みがないと認められた者
 - 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
 - 正当の理由がなくて、出席が常でない者
 - 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(学籍簿記入・通知)

第28条 第25条の学籍異動、第26条及び第27条の賞罰を受けた者は、これを学籍簿に記入し、その旨を保護者ならびに保証人に通知する。

第8章 特典

(特待生)

第29条 専門分野に特筆すべき能力を有し、学習意欲が抜群かつ学生生活に積極的に取り組み、もって他の模範となる者には、授業料を免除軽減し、特待生に指定することができる。但し、特待生で在学中その名誉を毀損、又は毀損するおそれのある場合は、その待遇を取消すものとする。

第9章 校友会

(校友会)

第30条 本校教育の目的を達成するため校友会を設け、相互の教育研鑽親睦を図るものとする。

附則

1. この学則は昭和60年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附則

1. この学則は昭和61年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附則

1. この学則は昭和62年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附則

1. この学則は平成元年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。
3. 第14条（納付金）の表中、平成元年度入学生に係わる入学金については、従前どおりとする。

附則

1. この学則は平成2年4月1日から施行する。
2. 第4条の定員について、平成2年度における自動車科2学年の定員は元年度定員の270名とする。
3. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附則

1. この学則は平成3年4月1日から施行する。
2. 第4条の定員について、平成3年度における自動車科2学年の定員は2年度定員の160名とする。
3. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附則

1. この学則は平成3年10月1日から施行する。本改訂は消費税法の改正による。
2. 第4条の定員について、自動車研究科の平成3年度定員は40名とする。
3. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附則

1. この学則は平成4年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附則

1. この学則は平成5年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附則

1. この学則は平成6年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附則

1. この学則は平成6年8月15日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附則

1. この学則は平成7年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附則

1. この学則は平成8年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附則

1. この学則は平成9年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附則

1. この学則は平成10年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附則

1. この学則は平成11年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附則

1. この学則は平成12年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附則

1. この学則は平成13年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附則

1. この学則は平成15年4月1日から施行する。
2. 第4条の定員について、平成15年度より自動車整備2級科の入学定員は40名とする。
3. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附則

1. この学則は平成16年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附則

1. この学則は平成17年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附則

1. この学則は平成17年8月5日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附則

1. この学則は平成18年4月1日から施行する。
2. 第4条の定員について、平成18年度より自動車整備科の入学定員は80名とする。
3. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附則

1. この学則は平成18年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附則

1. この学則は平成19年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附則

1. この学則は平成19年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附則

1. この学則は平成20年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。
3. 第4条の規定にかかわらず、平成20年度、平成21年度については、各学年の定員を次の通りとする。

平成20年度

| 昼夜別 | 課程名 | 学科名 | 1学年 | 2学年 | 3学年 | 4学年 | 総定員 | 総定員 合計 |
|-----|------------|-------------|-----|-----|-----|-----|------|-----------|
| 昼 | 工業 専門課程 | 自動車科 | — | 40名 | — | — | 40名 | 290名 |
| | | 自動車整備科 | 80名 | 80名 | — | — | 160名 | |
| | | 1級自動車エンジニア科 | 40名 | — | 25名 | 25名 | 90名 | |
| 夜 | | 自動車整備2級科 | 40名 | 40名 | 40名 | — | 120名 | 120名 |

平成21年度

| 昼夜別 | 課程名 | 学科名 | 1学年 | 2学年 | 3学年 | 4学年 | 総定員 | 総定員 合計 |
|-----|------------|-------------|-----|-----|-----|-----|------|-----------|
| 昼 | 工業 専門課程 | 自動車科 | — | — | — | — | — | 290名 |
| | | 自動車整備科 | 80名 | 80名 | — | — | 160名 | |
| | | 1級自動車エンジニア科 | 40名 | 40名 | 25名 | 25名 | 130名 | |
| 夜 | | 自動車整備2級科 | 40名 | 40名 | 40名 | — | 120名 | 120名 |

附則

1. この学則は平成21年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附則

1. この学則は平成22年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附則

1. この学則は平成27年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附則

1. この学則は平成28年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附則

1. この学則は令和3年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附則

1. この学則は令和4年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附則

1. この学則は令和5年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附則

1. この学則は令和5年11月10日から施行する。
2. 第23条（称号の授与）は令和5年4月1日より適用する。
3. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附則

1. この学則は令和6年4月1日から施行する。（学費変更）
2. 令和6年4月入学生よりこの学則を適用する。
3. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附則

1. この学則は令和6年4月1日から施行する。（科目名変更・教職員組織変更）
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

自動車整備科・自動車整備科（メルセデス・ベンツコース） 履修科目履修時間表

専門学校東京工科自動車大学校世田谷校

令和5年4月より

| 分類 | | 教育内容 | 必修選 択の別 | 1年次 | 2年次 | 備考 |
|-------------|-------------|-------------------|-------------|---------------|----------------------------------|------------------------------|
| 大分類 | 教育内容 | | | 時間数 | 時間数 | |
| 講義 | 一般教養 | PCリテラシ 就職プログラム | ◎ | 20 (12) | 12 (12) | ※()内の時間数はMBコース限定の 教育時間数。 |
| | | 海外短期留学研修 | ▲ | 90 | 90 | |
| | | 自動車工学 | ◎ | 202 | 188 | |
| | 自動車整備 | ◎ | 84 (20) | 116 (30) | ※()内の時間数はMBコース限定の 教育時間数。 | |
| | 機器の構造・取扱 | ◎ | 18 | 16 | | |
| | 自動車検査 | ◎ | 12 | 12 | | |
| | 自動車整備に関する法規 | ◎ | 12 | 12 | | |
| 実習 | 工作作業 | ◎ | 24 | | | |
| | 計測作業 | ◎ | 32 | 14 | | |
| | 自動車整備作業 | ◎ | 578 (54) | 634 (88) | ※()内の時間数はMBコースのMB車 両使用実習時間数。 | |
| | 自動車検査作業 | ◎ | | 56 (20) | ※()内の時間数はMBコースのMB車 両使用実習時間数。 | |
| 学年必修科目履修時間数 | | | | 982 (86) | 1060 (150) | ※()内の時間数はMBコース内容履 修時間数。 |
| 総必修科目履修時間数 | | | | 2042 (236) | | |
| 学年選択科目履修時間数 | | | | 90 | 90 | |
| 総履修時間数 | | | | 2222 (236) | | ※()内の時間数はMBコース内容履 修時間数。 |

単位：1履修時間は45分とする。

注)「MB」＝メルセデス・ベンツ

◎は必修科目 ▲は自由選択科目

自動車整備科の必修科目履修時間数の内236時間をメルセデス・ベンツコースの内容として履修する。

自動車整備科(夜間課程2年制) 履修科目履修時間表

専門学校 東京工科自動車大学校世田谷校

令和5年4月より

| 分類 | | 教育内容 | 必修 選択 の別 | 1年次 | 2年次 | 備考 |
|---------------|-----------|------------|----------------|-------|-----|-----------|
| (大分類) | 教育科目(中分類) | | | 時間数 | 時間数 | |
| 講義 | 一般教養 | 海外短期留学研修 | ▲ | 90 | 90 | |
| | 自動車工学 | 自動車力学 | ◎ | 234 | 128 | |
| | | 製図 | | | | |
| | | 材料・要素 | | | | |
| | | 内燃機関 | | | | |
| | | 自動車工学 | | | | |
| | | 電子制御 | | | | |
| | | 数学演習 | | | | |
| | 自動車と環境 | | | | | |
| | 自動車整備 | シャシ構造と整備 | ◎ | 90 | 96 | |
| エンジン構造と整備 | | | | | | |
| 電子・電装構造と整備 | | | | | | |
| 二級整備士資格講座(構造) | | | | | | |
| 機器の構造・取り扱い | 整備機器取り扱い | ◎ | 32 | 0 | | |
| 自動車検査法規 | 自動車の検査法規 | ◎ | 4 | 20 | | |
| 自動車整備に関する法規 | 自動車の整備法規 | ◎ | 4 | 20 | | |
| 実習 | 工作作業 | 工作作業 | ◎ | 28 | 0 | |
| | 測定作業 | 測定作業 | ◎ | 44 | 0 | |
| | 自動車整備作業 | シャシ整備作業 | ◎ | 516 | 588 | |
| | | エンジン整備作業 | | | | |
| | | 電子・電装整備作業 | | | | |
| | | 総合整備作業 | | | | |
| | | 特殊エンジン整備作業 | | | | |
| | | 2輪車の点検整備作業 | | | | |
| 二級整備士資格講座(整備) | | | | | | |
| 検査作業 | 自動車検査作業 | ◎ | 0 | 56 | | |
| 学年必修科目履修時間数 | | | | 952 | 908 | |
| 総必修科目履修時間数 | | | | 1,860 | | 卒業に必要な時間数 |
| 学年選択科目履修時間数 | | | | 90 | 90 | |
| 総履修時間数 | | | | 2,040 | | |

表示単位 1履修時間は50分とする。

※ ◎は必修週科目 ▲自由選択科目